

平成24年度 第22回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年2月18日（木）午前10時～11時

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正について（警察組織改正関係）

議案第4号 人事委員会規則の一部改正について（旅費の増額調整基準関係）

議案第5号 人事委員会規則の一部改正について（へき地学校廃止等関係）

5 議事の公開・非公開

議案第3号から第5号までを公開とし、議案第1号及び第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

2 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

人事委員会規則及び通知の一部改正（警察組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり、警察組織改正に伴う規則及び通知の改正をしようとするもの。

① 改正する規則及び通知の名称

(1) 規則（改正）

- ア 管理職手当に関する規則
- イ 職員の職務の級の分類に関する規則

(2) 通知（改正）

- ア 職の区分表について
- イ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

② 概要

警察における組織改正に伴い、職の区分及び職務の級等を見直すもの。

(1) 警察における職の区分の見直し関係

- ア 職の区分表について（改正）
- イ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について（改正）

八橋警察署長の職の区分を課長相当職から部長相当職へ改めるとともに、これに伴い、同職に係る管理職手当の区分を3種から2種へ改める。

(2) 警察における職務の級の見直し関係

- ア 職員の職務の級の分類に関する規則（改正）
- 境港警察署長の職務の級を公安職8級から9級へ改める。

(3) 警察における職名の見直し関係

- ア 管理職手当に関する規則（改正）
- イ 職員の職務の級の分類に関する規則（改正）
- ウ 職の区分表について（改正）

職務の級が公安職7級である検視官の職名を上席検視官に改めるとともに、職務の級が同5級又は6級である課長補佐のうち、検視業務を行う者の職名を検視官に改める。

③ 施行日

平成25年3月8日

4 議案第4号

人事委員会規則の一部改正（旅費の増額調整基準関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり、旅費の増額調整基準に係る規則の改正をしようとするもの。

① 規則の名称

職員の旅費等に関する条例施行規則

② 改正概要等

(1) 現状

同一地域内(=同一市町村内)の赴任の場合の移転料は原則支給しないが、例外として公設宿舍への(又はからの)移転を伴う場合には路程50km未満の移転料定額(126,000円)の3分の1(=42,000円。単身者はその2分の1)を支給することとしている。

しかし、平成17年前後の市町村合併により範囲が拡大した市町村が多く、上記移転料の額では転居費用に足りない例が発生しており、市町村合併前後で支給額に著しい差が生じたり、同一地域内か否かにより移転料の取扱いに著しい不均衡が生じている現状である。

(2) 改正内容

市町村合併による同一地域の拡大、移転料の不足の現状、旅費の費用弁償的性質等を考慮し、同一地域内の赴任の場合であっても、条例で得られる移転料では不足する場合には、その2分の3を限度に増額調整を行うことができるよう改正する。

なお、上限とする増額の割合は、現行の同一地域内以外の移転料に係る増額調整基準(条例により得られる移転料定額の2分の3)との均衡等を考慮したものである。

③ 施行期日

公布日

5 議案第5号

人事委員会規則の一部改正(へき地学校廃止等関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり、へき地学校廃止等に係る規則の改正をしようとするもの。

① 規則の名称

へき地手当等に関する規則

② 改正理由

へき地学校の廃止及びへき地学校の名称変更に伴い、へき地手当の支給対象となるへき地学校について所要の改正を行う。

③ 改正案の概要

(1) へき地学校について定めた規定中、南小学校福山分校を削る。

(2) へき地学校について定めた規定中、若桜小学校^養米分校及び若桜小学校^養米季節間分校を若桜学園小学校^養米分校及び若桜学園小学校^養米季節間分校にそれぞれ改める。

④ 施行期日

平成25年4月1日

ただし、上記3(2)の改正部分については、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年3月4日(月)午前10時から開催することとした。